

## マイナ保険証利用開始のお知らせ

厚生労働省通達に伴い、2023年4月1日～マイナ保険証の利用開始となり、新たに保険証確認に関する診療報酬点数が取り扱われる事となりました。健康保険証はこれまで同様にご利用頂けますが、診療報酬に差異が発生します。ご確認の程宜しくお願い致します。

### ■利用方法

利用希望者は、マイナ保険証をカードリーダーにかざしてください。

#### 【カードリーダー設置場所】

総合案内・初診受付窓口

### ■各種医療証について

公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・特定疾病療養受領証等は、マイナ保険証では確認できません。今まで同様全てご持参の程宜しくお願い致します。

### ■診療情報等の提供同意について

診療情報等の提供に同意頂いた場合、診察や入院に際して、医師・薬剤師等の有資格者が過去のお薬情報や診療情報閲覧し、医療の質向上に役立てます。

また、同意の有無によって診療報酬点数が変わりますので、ご理解の程宜しくお願い致します。

### ■診療報酬(医療費)について

当院は、マイナ保険証利用や問診票を通じて患者の診療情報を取得・活用する事で、質の高い医療提供に努めている医療機関(医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関)です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナ保険証利用	診療情報等提供同意	診療報酬点数
初診	する	する	2点
	する	しない	6点
	しない	しない	6点

### ■参考 厚生労働省等ウェブサイト

[マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル \(myrna.go.jp\)](https://myrna.go.jp)

[マイナンバーカードの保険証利用について\(被保険者証利用について\) \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)